

# 答 申

諮問第 5 0 号

## 第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、「平成 1 7 年度職務に専念する義務の免除届（有田振興局建設部道路課職員のものに限る）」（以下「本件公文書」という。）について行った部分開示決定は、妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成 1 3 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、平成 1 8 年 8 月 2 2 日付けで「平成 1 7 年度中に道路課職員が申請した職務専念義務免除申請書」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対して、本件公文書を特定し、一部を開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示しない部分及び当該部分を開示しない理由を次のように記載して平成 1 8 年 9 月 5 日付けで異議申立人に通知した。
  - (1) 開示しない部分  
職務に専念する義務の免除届中「理由」、「場所」に関する記載
  - (2) 開示しない理由  
条例第 7 条第 2 号該当。個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるものであるため。
- 3 異議申立人は、平成 1 8 年 1 1 月 1 日付けで行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立ての内容要旨

## 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求める。」というものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における意見及び説明の陳述の機会を与えられたが、その意思により陳述を行わなかった。

(1) 本件公文書に記載されている情報のうち開示されたのは、職氏名、期間だけで、理由と場所は非開示とされている。

県職員は、職務に専念する義務があるのに、特例として義務の免除を受けるのであるから、職務専念義務免除については、公務に準じた任務と同一ではないかと考える。本件公文書を全部公開すべきである。

公開しないのは、違法不当である。

(2) 本件公文書5通のうち、職務専念義務免除の期間がいつからいつまでとはっきり書いているものは、2通だけである。

この職務専念義務免除届の運用については、はっきりしない期間の書き方からみると、実際はいい加減に、外部からは分からないと思っで行われていると思う。

本件公文書が全部開示されてこそ、職務専念義務免除制度が、適正に行われているかどうかを判断できると思う。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書及び異議申立てに対する部分開示処分理由説明書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

1 非開示とした情報は、個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人が識別されるものであるので、条例第7条第2号本文に該当し、かつ同条同号ただし書のアからウまでのいずれにも該当しないので非開示とした。

2 異議申立人は、「県職員は、職務に専念する義務があるのに義務の免除を受けるのであるから、理由、場所は公開するのは当然である。」と主張している。

しかしながら、職務専念義務の免除の理由、場所については、義務の免除を受けた個別の具体的内容についての記載である。したがって、その記載内容は公務とは直接かかわりのない職員個人の私事に関する情報であり、条例第7条第2号に規定する非開示とすべき個人情報に当たると解している。

なお、職務専念義務は、公務遂行に当たっての基本的義務であり、本件公文書においても誰が、いつこの義務を免除されているかについては、公務遂行に関する情報等に該当するとして開示している。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件公文書について

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）では、職務に専念する義務として、第35条に「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」との規定が設けられている。

和歌山県では、同法同条に規定されている「特別の定」として「職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年和歌山県条例第20号）」を制定し、同条例第2条において、次の場合にはあらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができると規定している。

ア 研修を受ける場合

イ 厚生に関する計画及びその実施に参加する場合

ウ 前2号に規定する場合を除く外、人事委員会が定める場合

また、上記ウの人事委員会が定める場合として「職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和26年和歌山県人事委員会規則第4号）」を制定している。

- (2) 本件公文書は、上記(1)記載の職務に専念する義務が免除される場合に該当するとされた事業について、当該事業に参加する和歌山県職員（以下単に「職員」という。）が職場内での周知のため作成した届出書である。当該届出書には、作成した職員の所属及び職氏名の他に職務に専念する義務の免除を受けた理由、期間及び場所等が記載されている。

## 2 条例第7条第2号該当性について

- (1) 条例第7条第2号本文では、個人の尊厳に関わる基本的人権の尊重の立場から情報公開制度の下においても個人のプライバシーに関する情報が最大限に保護されるよう配慮すべきであることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものについては、原則として開示しない旨規定している。
- (2) その上で、条例第7条第2号ただし書では、同条同号本文に該当する情報であっても、次の情報については、例外として開示すべき旨規定している。

ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部

分

- (3) 実施機関は、本件公文書に記載されている情報のうち職務に専念する義務の免除を受けた理由及び場所（以下単に「理由及び場所」という。）以外の記載（所属、職氏名、期間等）については、条例第7条第2号ただし書に規定されている公務員の職務遂行情報等に該当するとして開示する一方、理由及び場所については、条例第7条第2号本文の個人に関する情報に該当し、かつ同条同号ただし書のアからウまでのいずれにも該当しないとして非開示としている。
- (4) 実施機関が非開示としている理由及び場所の記載については、個人に関する情報であって、本件の場合、職員の所属及び職氏名が開示されていることから、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に該当する情報であると認められる。
- (5) また、当審査会において理由及び場所の記載内容を確認したところ、理由については、「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」で規定されている研修や厚生に関する計画及びその実施への参加等、職務に専念する義務が免除される場合の一般的な事由の記載ではなく、職員が職務に専念する義務の免除を受けた個別具体的な内容が記載されていることが認められ、場所については、具体的な施設の名称が記載されていることが認められた。
- このような情報は、公務とは直接関わりのない情報であるから、公務員の職務遂行に関する情報ではなく、条例第7条第2号ただし書のウには該当しないと認められる。また、同条同号ただし書のア及びイのいずれにも該当しないと認められる。
- (6) したがって、本件公文書の理由及び場所の記載については、条例第7条第2号本文に該当し、かつ同条同号ただし書のアからウまでのいずれにも該当しないとの実施機関の主張は是

認できる。

- 3 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成18年11月9日	諮問（実施機関）
平成18年11月28日	実施機関からの理由説明書を受理
平成18年12月8日	異議申立人からの意見書を受理
平成19年1月11日	審議
平成19年2月14日	実施機関からの意見及び説明の聴取
平成19年3月16日	審議